

第31回芦屋市入札監視委員会議事概要

(様式第2号)

第31回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日 時	平成27年11月24日(火) 15:30~17:30
場 所	北館2階 会議室3
出席者	委員長 松山 治幸 委員 小島 幸保 委員 富田 智和 事務局 佐藤副市長 山口総務部長 宮崎契約検査課長 高松総務部主幹(検査担当課長) 森本建築課長 西村道路課長 長岡環境課長 契約検査課職員
事務局	総務部 契約検査課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	0 人(一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 議事

- ① 入札・契約手続の運用状況等の報告(平成27年度上半期執行分)
- ② 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告(平成27年度上半期執行分)
- ③ 随意契約サンプリング調査結果報告(平成27年度第1四半期・第2四半期調査分)
- ④ その他
 - ・芦屋市での入札不調・不落の状況について

2 提出資料

- 資料(1) ア 入札状況及び随意契約内容一覧表 平成27年度上半期
(平成27年4月1日~平成27年9月30日)
- イ 契約検査課所管公共工事入札状況 参加業者・落札業者区分別一覧表
- ウ 契約検査課所管公共工事入札状況 予定価格段階別一覧表
- ①~④抽出事案関係書類(写)
- 資料(2) 競争入札にかかる指名競争入札等の措置基準適用状況一覧表
(平成27年度上半期分)
- 資料(3) 随意契約サンプリング調査結果報告【第1・2四半期】
- 資料(4) 芦屋市入札状況 不調不落発生件数

第3 1回芦屋市 監視委員会議事概要

(1) 入札契約状況の報告（平成27年度上半期）

(質疑・意見) 芦屋市は全体的に指名競争入札が多いです。市内業者のみではなく、市外業者が混在した入札もあります。市内業者を健全に育成するという配慮です。市として、市内業者育成という施策を行っていく中で、市内業者にとって本当に効果があるのかどうかを調査してもらいたいです。

(事務局) 地籍調査業務委託は2回指名競争入札を行いました。地籍工程管理士が必要なこと、予算が合わないという理由により辞退があり、2回とも入札中止となりました。

(質疑・意見) 地籍調査業務委託は、地籍工程管理士が不足しているという理由ですが、最終的には専門職の人がいる業者に決定しましたか？地籍調査業務委託は、今後増えますか？

(事務局) 今年度で3町目です。最終は平成80年度の予定です。土地を一軒ずつ確認するので職員が不足し、業者に立会いまで委託しているため、業者が嫌がります。職員が立ち会い、その結果を測量するというのであれば、参加業者は増えると思われそうです。色々な調整を図りながらの業務ですので、嫌がられる仕事です。金額が折り合わないという理由もありますが、人員が不足しているという理由が大きいと思われそうです。調査に当たり、立会いをお願いする手紙を一軒ずつ送ります。たくさんの方の地権者がいる場合、全ての同意を得なければいけません。

(事務局) 東日本大震災で土地が流れてしまったという経験しました。行政側が地籍測量する場合、目の前に生産行為があり、事業の進捗に合わせて経緯がついてきます。将来あるかもしれない事柄を対象にして測量することに対して合意を取り付けていくということは、地権者の皆様にとって目の前に目標があるわけではないので、積極的ではないです。そのためにまず御理解をいただき、利害調整を行う、非常に難しい業務です。そこに積極的に携わってもらえる業者はなかなかいません。今後ますますむずかしくなるのではないのでしょうか。

(質疑・意見) 芦屋市に限らず、全国で同じ状況でしょう。

学校園の非構造部材耐震化工事は、国から補助金がありますか？

(事務局) はい。今年度が最終年度で、一定額を超えなければ補助の対象にはなりません。

(1) ①芦屋市立岩園幼稚園及び岩園小学校整備工事（Ⅱ期）

(事務局) 4JVより応募があり、そのうち2JVが応札しました。積算が予定価格を超えているという理由で2JVが辞退しました。

(質疑・意見) 大手でも辞退することがありますか？

(事務局) 各社資材調達等の得意分野があります。

(事務局) 今後東京オリンピック等の工事の増加が見込まれる中で、本工事は工期が長いので受注は厳しいという理由もあるようです。

(質疑・意見) 積算価格は市から見て厳しいというものでしたか？

(事務局) 基本的には発注年度の積算単価を使います。労務単価が上がった場合は、精算するように国から通知があります。その際は精算することになります。約3年かかる工事とい

うことで、業者としてはリスクを感じる工事かもしれません。

(1) ②芦屋市霊園敷地内整備工事

(事務局) 公募型指名競争入札です。14社より応募があり、全社が応札しました。14社中10社が最低制限価格を下回った金額での応札のため、無効となりました。

(質疑・意見) 10社が最低制限価格を下回った金額での応札ですが、最低制限価格の決定方法に何か問題があったというわけではないですか？

(事務局) 最低制限価格の算定式は公表しています。公契連モデルを採用しています。積算金額に一定の率をかけますので、積算金額によって最低制限価格が上下することになります。

(質疑・意見) 大体は予測できるが、細かくはわからないということですか？

(事務局) 細かくはわかりません。

(質疑・意見) 最低制限価格のバランスはどの程度のものでしょうか？積算金額の70%か90%どちらかに偏っていますか？

(事務局) 建築工事は90%に偏っています。

(質疑・意見) 土木工事は？

(事務局) 土木工事は細かく積算するのは難しいでしょう。建築工事の場合、積算した結果90%を超えると、90%で応札されます。

(質疑・意見) 90%を割るような最低制限価格の算定方法を検討しませんか？

(事務局) 今のところ考えていません。大多数の自治体が国の公契連モデルを採用しています。蓄積案件が少ない本市において、改めて別の基準を作ることは非常に難しいです。

(1) ③市内一円公益灯LED化工事(その1)

(事務局) 指名競争入札です。市内業者3社を含んだ7社指名し、5社が応札しました。落札率は50%を下回りました。LED化工事は落札率が低い傾向です。

(質疑・意見) 業者によって金額にばらつきがありますが、ここまで金額差が生じるものなのでしょうか？

(事務局) 材料単価については、県の資料を参考にしていますが、LEDについてはまだ資料がありません。外国メーカーが多いのですが、本市では日本メーカーに限っています。メーカーは定価で見積もります。単価を変えて積算するという議論もありますが、担当者によって金額が変わってしまいます。

(質疑・意見) LED化は相当進んでいますか？

(事務局) まだ始めて2年目です。家庭用は標準ですが、大きい電球はまだ対応しきれていないようです。費用対効果が大きい物から換えていく方がいいということで、大きい物から換えています。

(質疑・意見) 海外メーカーは使わないのですか？

(事務局) 保証等を考慮し、国内メーカーに限っています。

(質疑・意見) 指名の市外業者については、全社を指名するのではなく、指名機会の均衡を図り、4社です。この方法は以前からですか？

(事務局) はい。

(質疑・意見) 市外業者がもう少し参加できるようには考えていませんか？

(事務局) 3,000万円未満の工事は市内業者を指名しています。もし市内の電気工事業者が7者以上あれば、全者市内業者を指名します。他市では、市内業者に限定した制限付き一般競争入札を行っています。

(1) ④ (仮称) 芦屋市庁舎東館機械式駐車機器設置他工事

(事務局) 平成26年度発注工事の附帯工事です。本体工事と同業者の場合、工期の短縮、施工スペースの一体利用等による経費の節減等を考慮し、随意契約を締結しました。

(質疑・意見) 随意契約理由は、もっと詳しくなりませんか？

(事務局) 理由については、選定委員会において、比較的シンプルに記載するという傾向です。他市の場合、理由の長い理由は、工事の説明等が多いということです。

(事務局) 説明責任は強くなっています。検討します。

(質疑・意見) 随意契約にはその都度、特殊な理由があると考えられます。しかしできれば随意契約はないことが望ましいでしょう。

(事務局) 議会案件については、月単位で工期がずれこみます。その際に発生する経費は、最終的には市民負担です。どのように整理できるか検討します。

(質疑・意見) 工事の全件数に対する随意契約件数の割合はどのくらいですか？

(事務局) 平成23年度19%、平成24年度14%、平成25年度15%、平成26年度20%です。他市も10%~20%程度が多いようです。芦屋市も過去4年間は10%~20%の間です。

(質疑・意見) 誰が見ても随意契約しかできないという案件はいいでしょう。10%を下回るぐらいの目標を定めてみてはいかががでしょうか？目標を定めて3~5年後に結果が出せればと思います。

(2) 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告 (平成27年度上半期執行分)

(事務局) 「安全管理の措置が不適切により生じた工事等関係者事故」関連が1件、「競争入札妨害又は談合」関連1件の指名停止を行いました。

(3) 随意契約サンプリング調査結果報告 (平成27年度第1・2四半期)

(事務局) 担当者不慣れのため、行事開催においてその開催決定から実施日までの期間がなく、当該発注業務に人員配置することができず同一受注者への複数発注した案件がありました。今後、毎年実施される行事開催においては、事務処理を定型化する等事務改善するよう指導しました。

また、コンピュータシステム改修にかかる標準仕様の策定、簡易な工事の仕様書整備を行い、システム年次更新や工事における定型化を図るよう指導しました。

(4) その他 芦屋市での入札不調・不落の状況について

(事務局) 平成27年度上半期の不調・不落発生率は平成26年度より下がっています。その中で工事に特定すると、発生率は平成26年度より上がっています。同一の案件で2回不調となったものが数件あり、発生率が高い原因かと考えられます。

(質疑・意見) 不調・不落発生の原因別に考えるとどうですか？

(事務局) 3,000万円未満の建築工事は、市内業者のみの指名ですが、業者数が少ないため不調が多いです。市内業者は、技術者数も限られていると考えられますので、平成27年度以降の建築工事は、入札日をずらし、少しでも応札しやすいようにしています。それにより、不調が少し減ったように思います。

(質疑・意見) 不調が多いのは、市内業者が少ないからですか？

(事務局) 建築工事の不調理由については、市内業者が少ないことだと考えられますが、その他の工事は、技術者の高齢化、東京オリンピック、東日本大震災等全国的なものだと考えられます。

(質疑・意見) 不調・不落発生が減少するよう対策を取り、発生率が減少しているという方向であればそれに越したことはありません。

(質疑・意見) 最低制限価格を事後公表にしてから、困っていること等ありませんか？

(事務局) 困っていることはありません。最低制限価格でのくじ引きが減ったという結果です。

(質疑・意見) 職員に対する働きかけはないですか？

(事務局) ありません。

(質疑・意見) 予定価格を事後公表にしませんか？

(事務局) 職員が耐えられないと思います。年次ごとに工事を取り巻く状況は変わります。建築工事であれば、関西圏でも売り手市場です。聞き取り調査によると、表面的には技術者不足等という理由ですが、その技術者を優先的につける工事を選べる状況です。一方土木工事は、地方にまで波及効果が及んでいません。土木工事については、市内業者を優先すべきという意見があります。流動的な状況が複雑に絡んでいます。ピンポイントで効果的な対策を取るという責任は、行政側にあると思います。

以 上